

【 iv 虐待防止対策室関係】

○ 児童虐待防止対策について

(1) 平成24年度補正予算及び平成25年度予算案における児童虐待防止対策関係事業について

これまで、児童虐待防止対策関係事業については、

[1] 当初予算に計上される「子育て支援交付金」及び「児童虐待・DV対策等総合支援事業（児童虐待防止対策支援事業）」により実施してきたほか、

[2] 補正予算による「安心こども基金」を活用し、推進してきたところである。

今般、平成24年度補正予算及び平成25年度予算案の編成に当たり、以下のように予算計上の組み替えを行ったので、ご承知置きいただくとともに、変更後の仕組みの下で、引き続き事業の推進をお願いする。

① 子育て支援交付金事業の安心こども基金への組み替え（平成24年度補正予算）

平成24年度補正予算では、安心こども基金の積み増し・延長が盛り込まれ、平成25年度も引き続き安心こども基金による事業が継続されることとなった。この中で、これまで当初予算に計上して実施してきた子育て支援交付金の対象事業について、安心こども基金対象事業として組み替えを行った。

組み替え対象事業の中には、「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」、「養育支援訪問事業」、「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」といった児童虐待防止対策関係事業も含まれる。いずれも平成27年度から施行を予定している子ども・子育て支援新制度において実施される事業であり、新制度の施行まで、安心こども基金により、引き続きこれらの事業を推進していくこととしているので、都道府県においては、適切な実施を図っていただくとともに、未だこれらの事業を実施していない市町村に対しては、事業の実施を検討いただくよう、働きかけをお願いする。

【子育て支援交付金から安心こども基金に組み替える児童虐待防止対策関連事業】

○乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うなど、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぐ。

○養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が訪問し、養育に関する指導、助言等を行う。

○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

「子どもを守る地域ネットワーク」（要保護児童対策地域協議会）の機能強化を図るためのコーディネーター等の専門性強化を図るための取組や、ネットワーク関係機関の連携強化を図るための取組を支援する。

（留意点）

国から市町村へ直接1／2相当を交付する仕組みから、都道府県（安心こども基金※）から市町村へ1／2相当を助成する仕組みに変更

（※原資は国が支出）

② 安心こども基金による「児童虐待防止対策緊急強化事業」の一部当初予算化について

安心こども基金による「児童虐待防止対策緊急強化事業」については、これまで一定の実績があり、地方公共団体からも事業の継続について要望があったところ。

その一方で、安心こども基金で実施する事業は、基金事業として時間的に実施し、毎年度の補正予算により事業の実施期限が延長されるものであるという側面もあった。

このため、平成24年度補正予算による安心こども基金の積み増し・延長にあたり、児童虐待防止対策緊急強化事業が実施されている間の実績も踏まえ、それぞれの事業について、

- ・当初予算により、継続して安定的に実施していく性格の事業
- ・各年度の補正予算により、基金事業として実施していく性格の事業の整理を行った。

その結果、児童虐待防止対策緊急強化事業のうち、以下の事業について、当初予算化することにより継続して安定的に実施できるようにし、児童虐待防止対策の一層の推進を図るため、必要な経費を平成25年度予算案に計上した。

【安心こども基金から当初予算化】

① 児童の安全確認等のための体制強化

虐待通告のあった児童に係る目視による安全確認等強化のための補助職員の配置

② 児童虐待防止対策強化のための広報啓発

児童虐待の通告先等の周知や意識啓発等の広報啓発の実施

③ 児童虐待防止対策強化のための資質の向上

児童相談所や市町村職員等の資質の向上や児童の安全確認等の実践力向上のための研修等の実施

（留意点）

- ・平成25年度予算案に計上している「児童虐待DV対策等総合支援事業」に移行
- ・国から都道府県、指定都市、児童相談所設置市及び市町村へ直接1／2相当を交付する仕組みに変更

一方、以下の事業については、引き続き安心こども基金を活用して実施することとしている。

【安心こども基金の「児童虐待防止対策緊急強化事業」として引き続き実施】

- ① 児童相談所・市町村の体制強化のための環境改善
備品の整備、児童の指導記録作成・管理のためのシステム環境の構築
- ② 児童虐待防止緊急対応強化の取組
児童虐待防止対策の創意工夫に満ちた取組の実施

各都道府県等におかれては、今回の当初予算化の趣旨を十分ご理解いただき、管内市町村への周知をお願いするとともに、児童相談所・市町村の体制強化等に資するこれらの事業について、積極的な活用をお願いする。

(関連資料 1 及び 2 参照)

(2) 子ども虐待による死亡事例等の検証について

① 第 8 次報告を踏まえた対応について

昨年 7 月に厚生労働省社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会の「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第 8 次報告）」（以下「第 8 次報告」という。）が取りまとめられ、地方公共団体に対しては、

- [1] 虐待の発生及び深刻化の予防、
- [2] 虐待対応機関の体制の充実、
- [3] 虐待の早期発見と早期対応、
- [4] 地域での連携した支援、

について提言がなされたところである。

これを受けて、厚生労働省から『子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第 8 次報告）』を踏まえた対応について」（平成 24 年 7 月 26 日付雇児総発 0726 第 1 号、雇児母発 0726 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知）をお示したところである。

改めて通知で示した内容にご留意いただくとともに、管内市町村にも取組を促すなど、引き続き対応をお願いする。

また、報告書については、児童福祉司や市町村職員等の研修に用いるなど、現場で対応する職員へ確実に周知していただくようお願いする。

(関連資料 3 参照)

② 養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について

第8次報告においては、虐待の発生及び深刻化を予防するため、要保護児童のみならず、要支援児童や特定妊婦の家庭などの養育支援を特に必要とする家庭への早期からの支援が必要であることが提言されている。

そのため、これらの家庭の把握及び支援に関して具体的に留意すべき事項について整理した「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」（平成24年11月30日付雇児総発1130第1号、雇児母発1130第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知）をお示ししたところである。

特に、虐待予防の観点からは、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）や乳幼児健診などを通じて児童や家庭の状況を把握し、勧奨を行ったにも関わらず乳幼児健診未受診などの場合には児童の安全に問題が生じている可能性もあることから、母子保健部門から児童福祉部門に必要な連絡を行い、連携して対応することが重要である。このような対応を含めた養育支援を特に必要とする家庭の把握・支援について、管内市町村と緊密な連携を図り、取組を推進されるようお願いする。

（関連資料4及び5参照）

③ 児童虐待の防止等のための医療機関との連携強化について

また、第8次報告では、児童相談所や市町村が医療機関と積極的な連携・協働を進めるべきことが提言されている。

医療機関は妊産婦や児童、養育者の心身の問題に対応することにより、要保護児童や養育支援を特に必要とする家庭を把握しやすい立場にあることから、医療機関との連携体制の整備については、これまでも関連通知により取組をお願いしてきたところである。

先般、一層の取組を進めていただくため、児童相談所等と医療機関が必要な情報を共有するに際しての守秘義務や個人情報保護に関する考え方など、医療機関との積極的な連携に当たり留意すべき事項を「児童虐待の防止等のための医療機関との連携強化に関する留意事項について」（平成24年11月30日付雇児総発1130第2号、雇児母発1130第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知）でお示ししているため、本通知を参考に児童相談所や管内市町村と医療機関との連携を強化されたい。

（関連資料6参照）

④ 地方公共団体における検証について

死亡事例等が発生した都道府県等におかれては、児童虐待防止法に基づき当該事例の検証が実施されているところであるが、検証に当たっては、犠牲になった子どもの視点に立ち、今後の再発防止のために体制や運用面等の必要な改善に繋げることを目的に臨んでいただくよう改めてお願いする。

また、地方公共団体で行われた検証結果は、個別事例について詳細に分析を行い、具体的な課題や対策が提言された内容であることから、自らの検証結果について、管内の児童相談所や市町村に周知徹底し、児童福祉司や市町村職員等の研修に用いることはもとより、他の自治体による検証報告についても、同種事例の再発防止のために活用を促進するようお願いする。各地方公共団体による検証報告は、子どもの虹情報研修センターのウェブサイトに掲載されている。

(関連資料 7 参照)

(3) 措置解除等に伴い家庭復帰した児童の安全確保の徹底等について

今年度に入り、児童福祉施設に入所していた児童が、家庭復帰後に虐待を受け死亡した事例が相次いで発生している。

保護された児童が親元に戻った後、虐待が再発し、尊い命が失われたことを重く受け止め、先般、厚生労働省から「措置解除等に伴い家庭復帰した児童の安全確保の徹底について」(平成24年11月1日付雇児総発1101第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)により、虐待又は養育困難を理由に入所措置等した事例について、以下の取組をお願いしているのご留意願いたい。

家庭復帰に係るアセスメントと支援の実施については、「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」(平成20年3月14日付雇児総発第0314001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別添)により留意点等をお示ししているところであり、ガイドラインを踏まえた対応の徹底を改めてお願いする。

また、施設等から家庭復帰した事例について、児童相談所においてそれぞれ児童の安全確認や対応状況等の再確認をお願いしている。事例を引き継いだ市町村とも緊密に連携し対応するようお願いする。

(関連資料 8 参照)

児童虐待への対応に関しては、目視による安全確認の徹底、臨検・捜索も視野に入れた立入調査や一時保護、虐待者本人との面接を含めた家族全体の調査、診断、判定、組織的な判断の実施、関係機関との情報共有などが適切に行われているかについて、今一度基本に立ち返り、日常の業務において留意していただき、子どもの安全を最優先とした対応を

徹底されたい。

(4) 児童相談所の体制強化等について

① 児童福祉司の配置等について

ア 全国の児童相談所における児童虐待の相談対応件数は、統計を取り始めた平成2年度から増加を続けており、平成23年度は59,919件と過去最高となっている。また、厚生労働省が把握した平成22年度における児童虐待による死亡事例は82事例、98人となっており、引き続き対応体制の強化等を図っていく必要がある。

(関連資料9参照)

イ 児童虐待への対応の中心となる児童福祉司の配置については、平成24年度地方交付税措置において、標準団体（人口170万人）当たり34人の配置が可能な経費が計上されているところであるが、平成25年度の地方財政措置においては、児童相談所の体制強化（児童福祉司の増員）が予定されている。

(関連資料10参照)

地域によっては、平成24年度地方交付税措置がなされている児童福祉司数（人口5万人に1人）を下回っているところも見受けられることから、地方公共団体におかれては、児童福祉司の積極的な配置をお願いする。加えて、児童福祉司には高い社会福祉援助技術が求められていることから、適切な人材の配置についてもご配慮いただくようお願いする。

(関連資料11参照)

また、児童福祉司の増員のほか、従来、安心子ども基金で行ってきた、児童の安全確認等のための体制強化事業を安定的・継続的に実施していくため、平成25年度から新たに児童虐待・DV対策等総合支援事業（児童虐待防止対策支援事業）の事業に位置付け、予算案に所要の予算を計上している。新たな補助事業を活用し、児童の安全確認のための補助職員を配置することにより児童相談所の体制強化に努めていただきたい。

ウ 適切な人材及び人員の確保に加え、従来、安心子ども基金で実施していた、児童虐待防止対策強化のための資質向上事業も、平成25年度から児童虐待・DV対策等総合支援事業（児童虐待防止対策支援事業）に位置付けることとした。引き続き、児童福祉司をはじめとする児童相談所職員の専門性の確保と向上に積極的に努めていただきたい。

なお、児童相談所及び市町村の体制強化のための環境改善、児童虐

待防止緊急対策強化の取組にかかる経費については、平成24年度補正予算において、安心こども基金を積み増し、延長しているので、引き続き活用をお願いします。

② 親権に係る制度の利用について

ア 民法等の一部を改正する法律（平成23年法律第61号）が平成24年4月1日に施行され、昨年、「児童相談所運営指針」を改正し、「施設長等による監護措置と親権者等との関係に関するガイドライン」（平成24年3月9日雇児総発0309第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）及び「医療ネグレクトにより児童の生命・身体に重大な影響がある場合の対応について」（平成24年3月9日雇児総発0309第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を策定し、発出したところである。

改正後の児童相談所運営指針では、親権喪失、親権停止及び管理権喪失の審判の請求、未成年後見人の選任請求に関する手続、2か月を超える親権者の意に反する一時保護の継続に係る手続等についてお示ししている。必要と思われる事例においては、児童相談所運営指針も踏まえ、新しく創設された親権停止制度等の積極的な活用をお願いします。

厚生労働省としては、親権停止等の申立てに関して、各児童相談所において参考となるような事例を今後とも情報提供をしていくこととしているが、そのためには、各都道府県等からの事例の提供が不可欠であることから、事例の提供について、引き続きご協力をお願いしたい。

イ 未成年後見人の普及促進等を図るため、平成24年度より

○ 児童福祉法の規定により児童相談所長が家庭裁判所に対し選任の請求をした未成年後見人に対する報酬や未成年後見人が加入する損害賠償保険料の補助

○ 未成年後見人の対象となる法人等に対する研修を児童虐待・DV対策等総合支援事業において実施していることから、これらの事業を積極的に活用することにより未成年後見人の確保に努め、子どもの権利利益の擁護のための積極的な取り組みをお願いしたい。

③ 市町村との適切な役割分担、後方支援

市町村と児童相談所は、双方とも地域の児童虐待対応の窓口であり、適切な役割分担が求められている。

このため、双方での対応漏れを防ぐとともに、事例が深刻化した場合などに円滑にケースを移管・送致できるよう、地域の体制や資源に応じ、それぞれの役割分担の目安となる基準、主担当機関を明確にするとともに、主担当機関を変更すべき場合のルールを定めておく必要がある。

また、第8次報告の地方公共団体への提言では、児童相談所は、専門性を有する機関として、市町村の後方支援をする役割を担っているため、要保護児童対策地域協議会などを通じて市町村の動きを把握する必要があること、また、市町村が対応している事例であっても、必要に応じて市町村とともに直接対応するべき場合もあることが指摘されている。これらの点も踏まえ、児童相談所と市町村の適切な役割分担が進むよう、各都道府県におかれては、管下児童相談所及び管内市区町村に対して積極的な働きかけをお願いしたい。

(5) 市町村における虐待防止対策の推進について

① 市町村の児童家庭相談体制強化

市町村の児童家庭相談窓口に従事する職員は平成23年4月1日時点で7,017名であり、前年度比で368名増となった。また、そのうち一定の専門資格を有する職員は4,654名(66.3%)、前年度比284名増であった(注)。このように市町村の担当職員の配置について充実が図られてきているが、引き続き、業務量に見合った人員配置を進めていただくとともに、職員の専門性確保のため、児童相談所等による市町村職員向けの研修を開催するなど、都道府県による積極的な支援をお願いする。

(注) 人数については、東日本大震災の被災地である岩手県、宮城県及び福島県内の市町村を除いた数

② 要保護児童対策地域協議会の機能強化等

要保護児童対策地域協議会については、平成23年4月1日現在で99.5%の市町村が設置しており、ほぼすべての市町村で設置されている状況であるが、その機能強化が課題である。

例えば、厚生労働省が実施した「平成23年度市区町村児童家庭相談業務の実施状況等の調査」(以下「市町村調査」という。)の結果によれば、要保護児童対策地域協議会におけるケースの進行管理台帳の作成状況(平成23年4月1日現在)について、「作成していない」と

した市町村の割合が24.3%となっていた。「作成していない」自治体の中には、要保護児童等のケースがない自治体も含まれると思料されるが、進行管理台帳はケースが対応機関の狭間に置かれたり、対応の遅れを招くことのないように進捗を管理するために作成するものであるとの認識を持つことが必要である。都道府県においては、管内市町村における要保護児童対策地域協議会の運営状況を把握していただき、体制整備や機能強化について取組をお願いする。

また、市町村調査によれば、要保護児童対策地域協議会の調整機関の担当職員は、全国で5,075名の配置であった（前年度比153名増）。そのうち、一定の専門資格を有する者は2,835名（55.9%）、前年度比151名増であった。一定の専門資格を有する者を配置している市町村の割合は64.8%となっている^(注)。児童家庭相談担当職員の状況と同様、要保護児童対策地域協議会の調整機関においても職員体制の充実が図られてきているが、引き続き、業務量に見合った人員配置、職員の専門性確保などについて、都道府県からの働きかけや支援をお願いする。

（関連資料12、13及び14参照）

厚生労働省では、昨年12月に、要保護児童対策地域協議会を積極的に活用している自治体の事例について、「要保護児童対策地域協議会の実践事例集」として取りまとめ、各自治体に対して情報提供している。本事例集を参考とするとともに、前述の「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」（安心こども基金）の積極的な活用により、機能強化の取組を推進していただくよう、市町村に対する働きかけをお願いする。

（注）人数については、東日本大震災の被災地である岩手県、宮城県及び福島県内の市町村を除いた数

（関連資料15参照）

③ 乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の推進

平成22年7月現在、乳児家庭全戸訪問事業については92.3%の市町村で、養育支援訪問事業については62.9%の市町村で取り組んでいた。

市町村調査では、乳児家庭全戸訪問事業で平成22年度に訪問した家庭のうち10.3%が何らかの支援が必要とされた家庭であった。これらの家庭に対し、養育支援訪問事業等の実施など適切な支援につないでいただいているところであるが、訪問できなかった家庭に対し何らかの「状況把握をしていない」市町村の割合が3.6%であった。乳児家庭全戸訪問事業は、母親等の育児の悩み等について確認し、必要な支

援につなげる貴重な機会であるため、「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」（平成24年11月30日付雇児総発1130第1号、雇児母発1130第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知）に示したように、訪問できなかつた家庭に対し、訪問できなかつた理由や背景を調べ、今後の支援や見守りの検討につなげていただくよう市町村に対する働きかけをお願いします。

厚生労働省としては、両事業の実施方法として、「乳児家庭全戸訪問事業ガイドラインについて」（平成21年3月16日付雇児発第0316001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）及び「養育支援訪問事業ガイドラインについて」（平成21年3月16日付雇児発第0316002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）や、自治体の工夫した取組などを「乳児家庭全戸訪問事業等の取組を推進するための事例集」として取りまとめているので、市町村への助言等において活用をお願いします。

（関連資料16及び17参照）

（6）児童家庭相談に携わる職員の研修について

児童家庭相談に携わる職員の研修については、地方公共団体の児童家庭福祉を担う人材養成の柱であり、各地方公共団体における主体的な取組が期待される。

都道府県による市町村職員向けの研修については、多くの都道府県で取り組んでいただいているところであるが、引き続き、管内市町村の対応体制や課題等を踏まえた適切な研修プログラムにより、効果的な研修の実施について取組をお願いします。

より専門性が求められる児童相談所職員に対する研修については、各都道府県において、職員の経験年数等に応じた体系的な研修の実施を推進していただくとともに、子どもの虹情報研修センターなど、国の関係機関が実施する専門的な研修への積極的な受講をお願いします。

（関連資料18参照）

平成25年度予算案においては、児童虐待・DV対策総合支援事業（統合補助金）に市町村職員も対象とした児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）や児童の安全確認等の実践力向上のための研修等のメニューを設けている。また、安心こども基金で実施する「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」では、要保護児童対策地域協議会調整機関職員や構成員の専門性強化等のための研修の実施が可能である。これらの事業も活用いただき、また、「児童相談所及び市町村の職員研修の充実について」（平成24年2月23日付雇児総発0223第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）も参考の上、引き続き対応職員の資

質向上に向けた積極的な取組をお願いする。

(関連資料19参照)

(7) 「乳幼児揺さぶられ症候群の予防及び乳児の泣きに関するDVD」配布及び予防啓発・評価事業の実施について

厚生労働省では、地方公共団体での啓発活動に活用してもらうため、児童虐待のひとつである「乳幼児揺さぶられ症候群」(Shaken Baby Syndrome、以下「SBS」という。)の発生予防及び乳児の泣きに関するDVDを制作し、今月末には都道府県、市町村等に配布する予定である。

本DVDは、SBSを引き起こす激しい揺さぶりの引き金となる乳幼児の泣きへの対処法などを解説する内容となっており、今後、乳幼児の集まる場などで乳幼児をもつ養育者等に視聴してもらい、SBSの発生予防のために活用いただきたいと考えている。また、本DVDを視聴した人などにアンケート調査を実施し、DVDを使用した啓発の効果を評価する事業を実施することとしており、先般事務連絡により事業に参加していただける地方公共団体を募集したところである。事業に参加いただく地方公共団体におかれては、実施にあたりご協力をお願いする。

(関連資料20参照)

(8) 児童虐待防止に係る広報啓発の取組について

厚生労働省は、毎年11月を児童虐待防止推進月間と定め、集中的な広報啓発の取組を行っているところであり、今年度は、ポスター、リーフレット等の作成・全国配布、政府インターネットテレビ番組の制作等を行ったところである。これらの啓発媒体は、厚生労働省ホームページで閲覧可能であり、各地方公共団体のホームページにリンクを掲載するなど、引き続きご活用いただきたい。

また、当省のホームページに、今月新たに「学生によるオレンジリボン運動」の取組を紹介した資料を掲載する予定である。「学生によるオレンジリボン運動」については、近い将来に親になりうる若い方に児童虐待問題への理解を深めてもらうことが、児童虐待を防止する上で有意義であるとの考えのもと、厚生労働省からいくつかの大学等に呼びかけ、学園祭等でオレンジリボン運動を実施していただいたものである。来年度以降もこの取組を推進していく予定であり、各地方公共団体におかれても、独自の広報啓発活動を行う上で参考にしていただきたい。

(関連資料21参照)

加えて、性的虐待のひとつとなる児童ポルノの排除について、「児童ポルノ排除総合対策」(平成22年7月27日犯罪対策関係閣僚会議決定)に基づき、厚生労働省を含む関係府省庁で取り組みを推進しており、関

係府省庁のホームページにて広報・啓発の取組を行っているので、併せて参考にしていただきたい。

(内閣府ホームページ)

<http://www8.cao.go.jp/youth/cp-taisaku/index.html>

(警察庁ホームページ)

http://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/no_cp/index.html

なお、地方公共団体独自の広報啓発については、平成25年度予算案の児童虐待・DV対策総合支援事業（統合補助金）に広報啓発の取組に要する経費への補助を計上しているため、本事業も活用し、積極的な取組をお願いします。

厚生労働省が毎年11月に開催している「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」について、来年度は11月16日（土）に大分県別府市で開催する予定である。内容の詳細については追って連絡させていただく。